

(第3種郵便物認可)

道内15医療機関で違反

道労働局が改善指導

道内の医療機関で労働基準法違反の医師の宿直・日直が常態化してゐる問題で、労基署が道内二十六所の医療機関に立ち入り調査したところ、十五所が同法より許可基準に違反していたことが、十三日までに分かった。厚生労働省道庁労働局は、違反があつた医療機関に対し、業務の改善を要するを提出するよう行政指導した。

一方、日勤・夜勤の交代制導入を促している。同局は「医師確保が難しく

改善には時間がかかるが、過重労働は医療ミスを誘発しかねない」と重要視しており、他の医療機関も調査する方針だ。